

生駒市福祉センター
指定管理者候補者選定委員会

選定報告書

平成 27 年 11 月 11 日

生駒市福祉センター指定管理者候補者選定委員会

1 経緯

指定管理制度により管理運営を行っている生駒市福祉センターについて、指定期間が平成27年度末で終了することに伴い、平成28年度から新たに10年間の期間で指定管理者を決める必要があることから、生駒市福祉センターの指定管理者候補者の選定にあたり、生駒市福祉センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請者から提出された申請書類について、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行いました。

選定委員会の審査が終了し、候補者を選定しましたので、審査結果を報告します。

2 選定委員会委員

委員長 医師

副委員長 学識経験者

委員 中小企業診断士

委員 坂本 千鶴 （生駒市職員・市長公室長）

委員 影林 洋一 （生駒市職員・福祉部長）

3 申請者

社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会

4 選定経過

(1) 第1回選定委員会（平成27年7月30日）

委員の互選により、委員長を選出し、委員長の指名により副委員長を選出しました。また、生駒市福祉センター指定管理者候補者選定要項（以下「選定要項」という。）、生駒市福祉センター管理運営基準（以下「管理運営基準」という。）、生駒市福祉センター指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）について審議しました。

また、選定について非公募で社会福祉法人生駒市社会福祉協議会を指定管理候補者として審査することにしました。その理由といたしまして、

- ①社会福祉法第109条を根拠として設立されている法人であること。
- ②地域の福祉の中核団体として、障がい者、障がい者家族会、ボランティア団体と長年培ってきた信頼関係、人間関係があること。
- ③利用者のニーズを把握し、手話通訳者の24時間派遣体制など新しい事業にも取り組み、業務委託の入札を行うなど経費の節減に努力していること。
- ④生駒市が今年度設置する権利擁護支援センターは、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会が取り組んできた福祉的後見推進事業などの実績のうえに委託するものであり、福祉センターの既存事業と密接不可分であること などです。

次に、指定管理期間を10年間といたしました。その理由は、組織的な専門性の蓄積に長期間が必要となること及び長期的な視野に立って財政的基盤を強化しつつ、人的基盤の整備を図る必要があること等です。また、これに伴い市は、指定管理期間の長期化に伴うサービスの低下を防ぐため、PDCAサイクルに基づく「モニタ

リング」によって監視を強化します。

(2) 第2回選定委員会（平成27年10月29日）

選定要項に基づき審査を行いました。

審査にあたっては、審査基準に基づき、評価項目毎に事業計画書、応募書類等の内容を審査し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、委員による意見交換、審議を経て、選定委員会として最終的な評価を行いました。

その結果、評価点が250点満点中177点で選定委員会の求める基準を満たしているため、社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会を生駒市福祉センター指定管理者候補者に選定いたしました。

なお、各評価項目の配点及び選定委員会委員の評価の平均は別紙1のとおりです。

5 選定結果

候補者

生駒市元町1丁目6番12号

社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会

副会長 藤堂 宏子

6 総評

候補者からは、生駒市が示した「管理運営基準及び仕様書」を十分理解し、創意工夫のある事業計画書の提案が行われました。

候補者は、具体的かつ意欲的な提案がなされており、全体としての計画が優れていること、各選定委員の評価点の合計点の平均点が選定委員会の求める基準を満たしていることにより候補者に選定しました。

7 意見

本選定委員会は、指定管理者候補者選定に下記のとおり意見を具申します。

生駒市福祉センターの各種事業は、多くのボランティアに支えられているが、ボランティアの高齢化の対策や職員の適正配置が求められる。このためには、職員の増員が求められるが、それに伴う財政的基盤の強化が不可欠である。

本選定委員会は、生駒市福祉センターの10年間の指定管理に対し、指定管理者が福祉センターの管理運営を安定的に実施できるよう生駒市も支援する必要がある、経済的事情や社会的背景により指定管理が不安定にならないように財政的な面等に関して配慮するよう求める。